

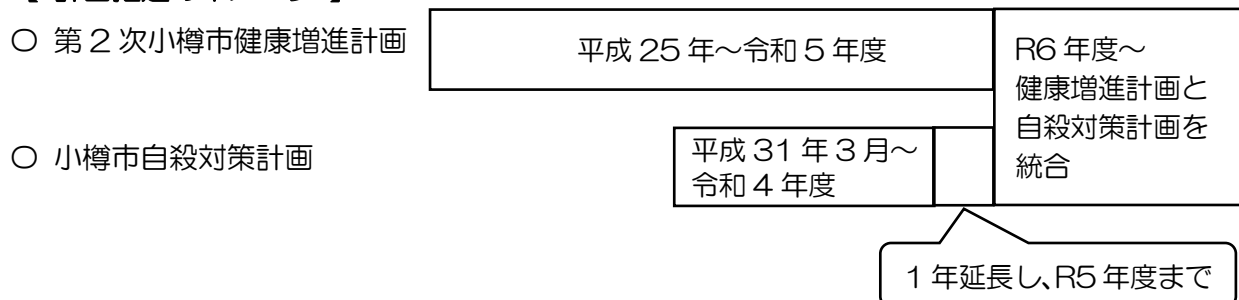
コロナ禍における自殺対策の重要性

- 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」によると、令和3年1月から10月までの小樽市の自殺者数（暫定値）は10人で、昨年自殺者数（18人）を上回ってはならず、現時点での増加は見られておりません。長引く新型コロナウイルス感染症の流行や変異株の脅威により、身体的・経済的・社会的な問題を抱えやすい環境下で、自殺リスクを抱える方の増加が懸念されており、対策の重要性はこれまで以上に高まっております。
- 悩んでいる方が地域の中で孤立することがないよう、小樽市保健所のホームページに「新型コロナウイルス感染症の影響による心のケアについて」の情報を掲載し相談機関について情報提供すると共に、国が自殺対策を強化する時期に合わせて、市民の方や関係機関に相談窓口のパンフレットを配布する等、相談機関の周知徹底に取り組んでおります。

「小樽市自殺対策計画」の今後について

- 平成18年に自殺対策基本法が制定され（平成28年改正）、全ての自治体に自殺対策計画策定が義務づけられたことを踏まえ、小樽市でも平成31年3月に「生きるを支え合うまち小樽を目指して（小樽市自殺対策計画）」を策定し、推進しています。
- 本市における健康づくりの指針として、小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」（以下、「小樽市健康増進計画」）を作成し、計画期間を平成25年度から令和5年度までの11年間とし、取り組みを推進しています。自殺対策は、精神保健の問題だけでなく、健康問題、生活困窮、育児や介護問題等、問題が多岐に渡り、健康増進計画の推進体制とも共通していることから、令和2年度の自殺対策協議会（書面開催）の中でもお示しした通り、次期計画については、小樽市自殺対策計画と小樽市健康増進計画を統合し策定します。それに伴い、令和4年度までとしていた小樽市自殺対策計画の計画期間を1年延長の令和5年度までの計画とし、令和6年度から小樽市健康増進計画と統合し取り組みを推進していきます。

【計画推進のイメージ】



【今後の計画運営スケジュール（予定）】

- ・ 令和4年1月：アンケート調査用紙配布（市民1400人程度対象）
次期健康増進計画・自殺対策計画立案に向けての基礎資料とする。
- ・ 令和4年度：アンケート回収、分析・まとめ
- ・ 令和5年度：次期健康増進計画・自殺対策計画案作成、外部委員からの意見聴取
- ・ 令和6年度：次期健康増進計画・自殺対策計画の推進開始

【 自殺対策協議会の方向性について 】

- 次期健康増進計画・自殺対策計画統合計画策定を進めるに当たり、令和4年度から準備し協議が必要。
 - 協議会については、令和4年度から健康増進計画・自殺対策計画合同開催し、それぞれの計画の取り組み状況を評価、次期計画の方向性の確認を行う。それに伴い、自殺対策協議会単独での開催は令和3年度をもって終了。
- 協議会メンバーは、健康増進計画・自殺対策協議会それぞれから選出し、18名に委嘱予定。